

会員規約

第1条（名称）

当施設は、ボディインプルーブ（以下、当スタジオ）と称します。

第2条（目的）

当スタジオは、「見た目」と「痛み」の改善を通して今よりも幸せになって頂くことに寄与することを目的とします。

第3条（会員資格）

会員は当スタジオの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員の当スタジオ利用は医師から運動を禁じられていない方とします。また、16歳未満の方は保護者同伴のうえでのご利用となります。尚、20歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

第4条（入会登録料・会費等）

入会登録料・トレーニング料金等の金額・支払い時期・支払い方法は当スタジオがこれを定めます。口座引き落としをご利用される場合は、毎月3日頃に当月会費の引き落としがされます。金融機関休業日の場合は翌営業日の振替となります。

コース変更・休会する場合は、その旨を**前月の10日**までにお申し出下さい。また、一旦納入した入会登録料・トレーニング料金等は、事由の如何を問わずこれ

を返金致しません。ただし、スタジオ側の都合による場合はこの限りではありません。

第5条（料金等の変更）

当スタジオは本契約に基づいて会員が納入すべきトレーニング指導料金等を諸般の事情により変更することがございます。前項の場合、当スタジオは原則として1ヶ月以上前までにその内容を会員に書面等にて通知するものとします。

第6条（ご予約方法）

- 当スタジオは完全予約制となっております。予約公開日は**毎月20日**となります。当日より次月末日までのご予約が可能です。
- ご予約は、Web予約、フロント受付または電話で先着順に受け付けております。留守番電話に伝言を入れた場合は、その時点での予約完了ではございません。こちらから折り返し連絡させていただきます。
- キャンセルについては、12時間前までは振替可能となりますが、それ以降は消化扱いとさせていただきます。**
- ご予約時間に遅れた場合でもトレーニングの時間を延長することはできません。また、セッション開始15分過ぎてもご連絡が取れなかった場合は、キャンセル消化とさせていただきます。
- 月会費は当月に予定回数を消化できなかった場合の翌月以降への繰越はできません。**
- ただし、スタジオ側の都合による未消化の場合はこの限りではありません。

第7条（諸手続き）

会員は住所・連絡先及び入会申込時に記載した内容に変更があった場合は速やかにお申し出下さい。この場合、変更届出の効力は当スタジオの変更事務処理終了により、生じるものと致します。通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、当スタジオは以後の責任を負わないものとします。

第8条（休会）

会員が当スタジオを休会する場合は、休会希望月の前月10日までに所定の手続きを行わなければならない。休会期間終了後は自動的に会費の請求が開始となります。会費の引き落としの処理に関しては第5条に記した通りとなります。

第9条（コース変更）

会員が当スタジオの会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月10日までに所定の手続きを行わなければならない。会費の引き落としの処理に関しては第5条に記した通りとなります。

第10条（会員除名）

会員が下記の各項に該当する時は、当スタジオの該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- 当スタジオの会則、その他諸規則に違反した時。
- 当スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱した時。

3. 会費その他の債務を滞納し当スタジオからの催告に応じない時。
4. 入会に際して当スタジオに虚偽の申告をしたと判明した時。
5. 当スタジオが会員としてふさわしくないと判断した時。

第 11 条（会員資格喪失）

会員は下記の各項に該当した時に会員資格を喪失します。

1. 会員が除名された時。
2. 会員が死亡した時。
3. 経営上重大な理由により当スタジオを閉鎖した時。
4. 会員規約その他当スタジオの諸規則に違反し、注意や警告にも関わらず違反を繰り返した時。
5. 当スタジオの名誉を傷付け、秩序を乱した時。
6. 入会に際して虚偽の申告をした時。
7. その他、当スタジオの目的にふさわしくない行為をした時。

第 12 条（損害賠償）

1. 当スタジオ内で発生した盗難・紛失・障害その他の事故については一切責任を負いかねます。
2. 会員が当スタジオの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、一切損害賠償の責を負いかねます。

3. 会員が当スタジオの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
4. 事故又は損害を与えた原因が明らかにスタッフの過失、および器具類の不具合による場合はこの限りではありません。

第 13 条（遺失物・忘れ物・放置物）

当スタジオの利用に際して生じた紛失については一切損害賠償・補償等の責を負いかねます。また、拾得物については原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第 14 条（閉鎖および解散）当スタジオは、必要と認めた場合、当スタジオを閉鎖および解散する事ができます。

1. 施設の改造または修理の時。
2. 当スタジオが企画し実施する諸活動を行う時。
3. 天災・地変・その他の不可抗力により開業が不可能となる時。
4. 経営上重大な理由がある時。

第 15 条（入館禁止）

当スタジオは会員が下記の各項に該当する場合は、その会員に当スタジオへの入館禁止及び退館を命じることがあります。

1. 伝染病等に罹患している時。

2. 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される時。
3. 許可なく館内を撮影すること。
4. 勧誘・セールス行為及びそれに類似する行為で、他人に迷惑を及ぼす行為。
5. 他人を誹謗中傷すること。
6. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
7. 痴漢・覗き・露出等公序良俗に反する行為。
8. 施設内に落書きや造作をすること。
9. 館内に動物を持ち込むこと。（盲導犬は除外する）
10. 館内に危険物を持ち込むこと。
11. 酒気をおびての来館、館内での飲酒・喫煙
12. 従業員の業務を妨げる行為。
13. 他人へのストーカー行為。
14. 入会時に際し虚偽の申告を行うこと。
15. その他本状各号に準じる行為。

第 16 条（施設・設備・サービスの廃止と利用制限）

1. 天変地異・法令の制度改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、当スタジオは施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することがございます。
2. 施設・設備の改善・改変・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、当スタジオは施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することがございます。

その告知は施設内の掲示等により行います。

3. 当スタジオは、前第1～2項の他、施設の管理上やむを得ない場合には予め告知のうえ休業することがございます。

この告知は原則として施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではございません。

4. 前第1～3項の場合、会員は当スタジオに対して損害賠償等一切請求できないものとします。

第17条（休業日）

当スタジオは年末年始や夏季休暇、その他施設整備等やむをえない事由が発生した場合、臨時休業とさせていただきます。

第18条（規約の発行）

1. 会員は、利用規約を遵守する義務を負います。
2. 本規約は平成23年8月1日から発効致します。
3. 本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合には、原則として書面や館内告知、HP等により通知致します。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものと致します。